農山漁村6次產業化対策事業実施要綱

- 制定 21 総合 第2074号 平成 22 年 4 月 1 日 農林水産事務次官依命通知

改正 平成22年11月26日 22総合第1182号 改正 平成23年4月1日 22総合第1691号

第1 趣旨

世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達が将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況にある。

このような状況に対応するためには、農林水産業と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物その他の「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進することが重要である。

農山漁村6次産業化対策事業は、この「農山漁村の6次産業化」に資する施策を一体的かつ総合的に推進することを目的とするものである。

第2目標

農山漁村の6次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出、 農山漁村地域の雇用の確保と農林漁業者の所得向上を推進することを目標とす る。

第3 事業の種類等

農山漁村6次産業化対策事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

第4 事業の実施

1 事業の採択等

採択基準については、大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長又は経営局長(以下「局長等」という。)が別に定める。

なお、整備事業(農山漁村6次産業化対策整備事業をいう。以下同じ。)の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び目標年度(以下「成果目標等」という。)については、大臣官房環境バイオマス政策課長、総合食料局長、生産局長又は経営局長(以下「整備事業担当局長等」という。)が別に定めるところによる。

2 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業 (緑と水の環境技術革命プロジェクト事業のうち新技術の確立・実証 (実証施設の整備)を除く。)を実施するに当たっては、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、次の(1)から(3)までに掲げる事業の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める者が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

(1) 6次産業化推進整備事業のうち農業主導タイプ 経営局長

- (2) 6次産業化推進整備事業のうち地産地消タイプ 生産局長
- (3) 6次産業化推進整備事業のうち農商工等連携タイプ 総合食料局長

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「事業承認者」という。)に提出して、その承認を受けるものとする。

なお、第4の1により事業実施主体が設定する成果目標等については、事業実施計画に記載するものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更(局長等が別に定める重要なものに限る。)又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農山漁村6次産業化対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 事業の評価

整備事業の事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況及び施設等の利用状況について、整備事業担当局長等が別に定めるところにより、事業評価を行い、当該事業の事業実施計画を承認した事業承認者に報告するものとする。

第9 収益納付

- 1 事業実施主体は、局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴 う企業化等による収益の状況を報告するものする。
- 2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、局長等が別に定めるところにより、 交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第10 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」(平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知)に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 農山漁村6次産業化対策事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、局長等が別に定めるところによるものとする。

附則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 次に掲げる通知は、廃止する。
- (1)食品産業競争力強化対策事業実施要領(平成20年3月31日付け19 総合第1744号農林水産事務次官依命通知)
- (2)農林水産物・食品地域ブランド化支援事業実施要綱 (平成20年4月1 日付け19生産第9549号農林水産事務次官依命通知)
- (3)農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱(平成18年4月25日付け1 7国際第1418号農林水産事務次官依命通知)
- (4)環境バイオマス総合対策推進事業実施要綱(平成21年3月30日付け20環第268号農林水産事務次官依命通知)
- 3 2に掲げる通知により平成21年度までに実施した事業については、なお 従前の例による。

附則

この要綱は、平成22年11月26日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
農山漁村 6 次産業化対 策整備事業		
未来を切り 拓く6次産 業創出推進 事業		
I 基幹対策		
1 農林漁業 者の加工・ 販売への取 組促進		
(1) 6 次産業 化推進整備事業	農業法人等の経営の多角化、地産地消の活動の推進及び農商工等連携による国産農林水産物を活用した新商品等の事業化に必要な施設等の整備等を行う。 1 農業主導タイプ 農業法人等が農業生産のみならず、加工・流通・販売等にわたる経営の多角化に取り組む際に必要となる機械・施設の整備等を行う。 2 地産地消タイプ 農業協同組合等が地産地消に取り組む場合に必要な加工・販売等に係る施設の整備等を行う。 3 農商工等連携タイプ 安定的取引関係を確立した農林漁業者と食品の加工・販売を行う民間事業者等が地域の資源である農林水産物を活用した新商品等の事業化を促進するために必要な機械・施設の整備等を行う。	10 総合食料局長、 生産局長及び経営局 長が別に定める者か ら公募により選定さ れた団体

別表2 (第5関係)【抜粋】

農山漁村6次産業化対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
6次産業化推進整備事業のうち農業主導タイプの事業実 施主体	
北海道に所在する事業実施主体	経営局長
沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
6 次産業化推進整備事業のうち地産地消タイプの事業実 施主体	
北海道に所在する事業実施主体	生産局長
沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
6 産業化推進整備事業のうち農商工等連携タイプの事業 実施体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長

⁽注)地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令(平成12年政令第253号)第90条 に定める管轄区域である。